

シーホース工房会則

平成 29 年 9 月 17 日 制定

令和 2 年 5 月 1 日 改定

(名 称)

第 1 条 本会は、シーホース工房と称する。

(所 在 地)

第 2 条 本会は、以下を所在地とする。

〒 2 3 1 - 0 0 1 6

横浜市中区真砂町 3-33 セルテ 11F よこはま市民共同オフィス内

(設 立)

第 3 条 本会は平成 25 年 4 月 1 日をもって設立とする。

(目的及び組織)

第 4 条 本会は、自然素材を利用した工芸と音楽の双方の芸術活動によって親子のコミュニケーション改善、障がい者・高齢者の生き甲斐づくり、地域文化交流の活発化を図り、新しいカルチャー発信と社会福祉の遂行を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

(事 業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 子供、障がい者・高齢者をメインターゲットにした楽器製作および、アンサンブル活動を行うコミュニティー運営。
- (2) 竹林等の景観保全活動としての間伐材収集活動。
- (3) 竹素材を中心としたオリジナル楽器およびインテリア雑貨の工房運営。
- (4) 竹素材を中心としたオリジナル楽器による演奏、コンサート活動。
- (5) 学童、デイサービス、老人ホームなどへの出張演奏およびワークショップ
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(構成員の条件)

第 6 条 本会の構成員となるためには以下の条件を必要とする。

- (1) 音楽、工芸、芸術に関心を持ち、地域の文化発展に寄与する精神を持つこと。

(2) 障がい者、高齢者、児童福祉等に関心を持っていること。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

会長1名、副会長1名、会計1名

(役員を選出)

第6条 会長・副会長・会計は、総会において選出する。

2 会長、副会長および会計は、会員の互選とする。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員任務)

第8条 会長は、本会を代表して会務を掌る。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。

3 会計は、本会の会計を担う。

(顧問及び参与)

第9条 本会に、顧問及び参与をおくことができる。

2 顧問及び参与は、会長が会員にはかりこれを推薦する。

(経費等)

第10条 本会の経費は、会費・助成金・寄付金、売上金その他の収入をもってあてる。

2 会費は別途定める会員区分により規定された金額とする。

3 会員は、1口以上の金額を、前月末までに納入するものとする。ただし、会長が特別の事由により会費納入の遅延を許可する場合はこれを妨げない。

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第12条 この会則の施行にあたり必要な事項は会長が会員にはかり別に定める。

附 則

本会則は、平成29年9月22日より施行する。

役員構成（令和2年5月1日現在）

会長：倉持勇紀

副会長：丸岡浩

会計：丸岡悠

■ 会員区分

会員項目	役割	年会費	
正会員	団体理念に賛同し、運営に参画する会員。運営委員会に半数以上出席することを必要とし、議決権を有する。	一般	6,000円
		学生・その他	3,000円
サポート会員	団体理念に賛同するが、半数以上の運営委員会の参加は不可能な会員。運営委員会の参加資格を持ち、議決権を有する。	一般	4,000円
		学生・その他	2,000円
準会員	団体の理念に賛同し、組織を資金面でサポートする会員。運営委員会の参加資格を持たない。	一律	1口： 1,000円

※特例を認める場合もあり。